

八ッ場ダム住民訴訟通信-92

2013年10月1日発行

10月8日証人尋問

嶋津・古沢の両証人が切り込みます。真実の声を聞いてください。

茨城控訴審は第3回口頭弁論をもっていよいよ証人尋問に入ります。

古沢証人は土浦市議として水道問題に取り組んできた立場から、水源開発や高い水道料金の元凶である「責任引取水制」の実態を暴きます。先ず県による過大な将来人口の押し付けがあったこと。それを基にした水需要の振り分け。常軌を逸した契約水量。そのため土浦市はこれまで50億円もの損失をこうむっていること等など。暴虐な県の水行政がいかに県民を苦しめているかを証言します。

嶋津証人は水戸地裁判決の後も、私たちの主張通りに茨城県の水需要は減少し続けていることを、水道用水、工業用水のデータを駆使して証言します。一審判決の誤りを証明します。さらに利根川水系の1都5県すべてが水余りを呈し、八ッ場ダムは完成以前に“無用の長物”であることを証明します。

この証人尋問の次は結審です。勝敗がかかっています。是非傍聴にお出かけください。

県の関係職員、国の河川政策立案者の証人尋問が裁判官によって却下され、真実が闇に葬り去られようとしています。嶋津・古沢両証人の証言が閉ざされた行政と司法の扉をこじ開けます。傍聴席で見とどけてください。私たちの意思を見せつけてください。

■茨城控訴審第3回口頭弁論

日時:10月8日(火)午後3時開廷

場所:東京高等裁判所 825号法廷(南館8階)

交通:地下鉄千代田線「霞が関」A-1出口2分。駐車場もあります。

※傍聴券の発行はありません。2時45分まで1階ロビーでお待ちしています。

県職員の傍聴は6~7人???. だったら、あの背広の一隊はナニモノ。

「県職員の傍聴抑制要望」に、県回答の怪。

去る8月13日、八ッ場ダム訴訟茨城原告団は茨城県に対し「県職員の裁判傍聴の抑制要望書」を提出しました。提出の理由は、県税の無駄遣いを訴えている住民訴訟に、無駄な経費を掛けて多数の県職員が傍聴するのは“笑えぬジョーク”だ。というもの。対する県の回答は「県職員の傍聴は、第1回は指定代理人を含め7人、第2回は同6人、何れも関係部署の職員である」とのこと。傍聴経験者ならご存知のことですが、県側の弁護士の後に4~5人。裁判長に向かって右側の一角に陣取る背広のご一統はいったいどちらの方なのか。10月8日ご一緒に確認してみましょう。

なお、県職員の日当は一律に2200円。交通費は2580円~9060円。交通費の差は自宅へ直帰などによる違いとのこと。

ハッ場ダム基本計画変更「不同意」請願提出。

紹介議員に、細谷典男議員(無所属) 大内久美子議員(日本共産党)。

既報の通り、ハッ場ダムの基本計画の変更(工期の4年延長)について、国土交通大臣は関係都県に「意見を求める」という形で同意するよう通達しました。それに対し橋本知事は「やむを得ないものとして同意する」という意見を県議会に諮ることが想定されます。私たちは10月3日の県議会開会に先立ち、白井信夫県議会議長宛てに以下のように請願書を提出いたします。紹介議員の労は、大内久美子議員(共産党) 細谷典男議員(無所属)がとってくださいます。知事の与党一色の県議会にあって紹介議員を快諾された両議員の勇気と誠意に敬意を表します。

なお請願書提出の後、県庁記者クラブにおいて記者会見する予定です。

請願書

ハッ場ダム事業基本計画変更について

[請願主旨]

本年8月6日、関東地方整備局はハッ場ダムの工期を4年延長し、完成を2015年度から2019年度にすると公表しました。工期の延長は基本計画の変更にあたることから本県にも同意を求めるべく通知があったものと存じます。

ハッ場ダム事業の基本計画は今回で4回目の変更になりますが、計画策定の1986年から数えると、完成年度2019年度は33年もの歳月を積み重ねることとなります。

この33年という歳月は、本県にとって激変の歳月といえましょう。人口の推移を見れば、1986年から2000年までは緩やかに増加し、その後の2010年までは横ばいから減少傾向を見せ、現在は急激な減少期を迎えたといえます。現に「平成24年度茨城県総合計画」は、2020年度人口を285万人と予測し、2035年度には245万～255万人まで減少するとしています。

一方、水需要は節水機器の普及により、さらに急速な減少傾向にあり、給水人口を増加させながらも、給水実績は減少を辿っています。現在水道用水の余剰23万 m^3 /日に工業用水の契約水量と給水実績の差39万 m^3 /日を加えると、都市用水の余剰は62万 m^3 /日に上ります。今後の人口減少を勘案すれば、ハッ場ダム完成年度の2019年度にはさらに膨大な余剰水を抱えることは疑うべくもないでしょう。最早ハッ場ダムの供給水量9.42万 m^3 /日を必要とする根拠は微塵もないものと存じます。

治水に目を転じますと、利根川の治水計画の基となる基本高水22,000 m^3 /秒の虚偽は昨年の有識者会議において厳しく指摘されながらも、関東地方整備局はまともな回答もせず、本来立てるべき利根川水系河川整備計画から利根川・江戸川だけを抜き出し、「利根川水系 利根川江戸川河川整備計画」なる奇態な計画を策定、ハッ場ダム建設を位置づけてしまいました。

奇態は奇態として百歩譲り、当計画のハッ場ダムの治水効果は八斗島地点で1,176 m^3 /秒としていますが、下流に行くほど効果は減衰し、取手付近では80～280 m^3 /秒、水位にして5cm～19cm下がるに過ぎません。この程度の治水効果が河川法63条に定める「著

しい利益」に相当するでしょうか。治水もまた負担金を支払うに値しないものと言えるでしょう。

最後に二つご参考に供します。

一、本年3月、厚生労働省健康局は「新・水道ビジョン」を発表しました。そこには「今後の人口減少傾向は確定的であり、このことは水道にとって給水人口や給水量も減少し続けることを意味します。水道ビジョンの改訂までの時代は、水道は拡張を前提に様々な施策を講じてきましたが、これからは、給水人口や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応するために様々な施策を講じなければならないという、水道関係者が未だ経験したことのない時代が既に到来したといえます」と記されています。

二、今回の基本計画の変更には事業費の増額は触れていません。しかし、2001年の工期延長の後、2004年には事業費が2,110億円から4,600億円に増額になりました。昨年、関東地方整備局は182億円の増額を明示しました。しかし、1都5県の猛反発を受け今回の変更には加えていませんが、地すべり対策など必須の費用であり、必ず追加変更として再浮上するでしょう。さらに現地住民の移転先になる代替地の赤字約100億円、東電の減電補償80億～160億円が控えています。1～2年後には事業費増額による基本計画の変更は避けられないものといえましょう。

茨城県の県債残高は2兆円を越えました。6選を果たした橋本知事は震災からの復興と生活大県を目指すとしています。利水も治水も茨城県にとって全く不要なハツ場ダムに、これ以上注ぐ財源は無いものと存じます。県議会に置かれましては賢明なる判断と行政へのチェック機能を活かし、ハツ場ダム事業基本計画変更にたいし「不同意」の決議をされますよう請願するものです。

[請願事項]

ハツ場ダム事業基本計画変更に対し「不同意」の決議をすること。

■第9回ハツ場ダムストップさせる茨城の会総会

日時:12月8日(日)午後1時30分

場所:取手市白山公民館 2階講座室

明年早々に判決が出ます。私たちの強い意志を固める大切な総会です。是非ご参加ください。ご予約に入れてください。

■第9回ハツ場ダム1都5県集會

日時:12月21日(土)午後1時

場所:全国水道会館(JR水道橋 お茶の水側出口)

ハツ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局: 神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯: 090-4527-7768